写

山元監発第４７号
令和８年８月　５日

山元町議会議長　伊　藤　貞　悦　　殿

山元町監査委員　齋　藤　忠　裕
山元町監査委員　竹　内　和　彦

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

１　日　時　　令和８年７月２８日（火）午後１時３０分

２　場　所　　山元町社会福祉協議会 事務室

３　対　象

⑴　山元町社会福祉協議会補助金

⑵　その他

４　着眼点

・事業計画書等に基づいた執行がなされているか。
・補助金は効率的に運用されているか。
・会計帳票類が適正に処理されているか。

５　概　要

監査対象団体から事前に提出を求めた資料などに基づき、財政援助団体の代表者等から補助金に係る過去３カ年分の出納処理状況等を中心に事務の執行状況等について説明を求め、質疑等により監査を実施した。

山元町議会
8. 8. -5
第436号
収受

6　結　果

社会福祉協議会は、本町の地域福祉推進に不可欠な団体として重要な役割を担っており、町の補助金についても、概ねその目的に沿って適正に活用されているものと認められた。

また、東日本大震災以降、町が未曽有の混乱に直面したなかにあって、社会福祉協議会が地域福祉の担い手として果たしてきた役割は極めて大きく、また、今日においても町民からの信頼と期待を受け、その重責を担っていることを改めて認識したところである。

一方で、資金残高の形成経過や自主財源の確保に軸足を置いた持続可能な財政運営の見通しについて確認したところ、町からの補助金だけでは運営が難しく、今後も支出の抑制に努めるとともに、新たな福祉サービスの展開や安定した財源確保について検討を進めなければ、将来的に立ち行かなくなるとのことであった。資金残高の形成過程については、後日振り返りを行うことになった。

また、過去に発生した不明金問題を受け、再発防止策を講じており問題はないが、それに関連した不明金に係る未収金については、引き続き返還を求めていくことに対し、これまでの回収状況及び今後の回収可能性を適切に見極めながら、資金力のあるうちに引当金の計上や債権償却（欠損処理）をも含めた将来的な会計処理のあり方について、公認会計士等の専門家の助言も踏まえながら検討していく余地があるのではないか、との技術的助言を行った。

今後においては、令和７年度からスタートした地域福祉活動計画（第３次）を着実に推進し、より一層の透明性の高い財務運営に努めるとともに、安定した経営基盤の確立を図りながら、地域福祉の中核的組織として社会福祉機能のさらなる充実に取り組み、その役割を十分に発揮されることを期待する。